

工事請負入札参加有資格者の方へ

大 阪 市

労務費ダンピング調査の実施について

令和 6 年 6 月に第三次・担い手 3 法が改正され、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第 12 条及び第 13 条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされました。

これを受け、本市において工事費内訳書の取扱いを変更したところですが、今後の取組として、次のとおり労務費ダンピング調査を実施します。

1 概要

落札候補者が提出した工事費内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上となっているかの確認を行い、「一定水準」を下回る場合には「理由書」の提出を求め、その理由の確認を行う。

合理的な理由が確認できなかった場合には、当該落札候補者等に対して書面により注意喚起を行った上で、建設業法第 40 条の 4 に基づく調査を行う者（建設 G メン）への通報を行う。

- ・ 対象案件：予定価格 6 億円超の案件
- ・ 一定水準：当該工事の直接工事費の本市積算額に「0.97」を乗じた額

なお、建築工事（建築工事などに伴う電気工事・給排水衛生冷暖房工事・電気通信工事・諸設備工事等を含む）の場合は、直接工事費の一部に、土木工事で現場管理費として扱われる項目が含まれるため、この額を控除した上で係数を乗じる。（現場管理費相当額は直接工事費の 10%）

2 入札の無効

「入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱要領」第 6（4）の規定に該当する場合

（落札者等より提出された工事費内訳書に記載されている直接工事費が一定水準となっているかの確認の結果、）一定水準を下回っている場合は、落札者等に対してその理由の確認として理由書（様式 1）の提出を求める。なお、本市の求めに対して、指定する期日までに理由書の提出を行わなかった落札者等の入札は無効とする。

3 施行日

令和 8 年 10 月 1 日（施行日以後に公告する案件に適用）